



平成 18 年 5 月 31 日

各 位

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号 東洋紡ビル
ヴィンキュラム ジャパン株式会社
代表取締役社長 ト部 邦彦
(JASDAQ・コード番号: 3784)
問い合わせ先 取締役管理部長 足立 金治
TEL 06-6348-8951

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会にて、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 17 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告における周知性の向上および手続の合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 当社は、第 17 期営業年度において資本金が 5 億円以上になりました。これに伴い、監査役会および会計監査人を置く必要があることから、規定を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 5 章および第 6 章)
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、取締役会決議による自己の株式の取得を可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)
- (4) 株主の皆様に対して、取締役の信を問う機会を増やすとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 20 条)
- (5) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、本規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第 28 条)
- (6) 当社株式が平成 17 年 12 月 2 日をもってジャスダック証券取引所へ上場されたことに伴い、株券保管振替制度において取扱われていることから、所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条および第 14 条)
- (7) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および

「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

- ①「会社法」により、定款に特段の定めのない場合における株主総会の開催地に関する制限が廃止されました。これに伴い、当社が株主総会を本店所在地である大阪市またはその隣接地において開催することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 12 条)
 - ②「会社法施行規則」および「会社計算規則」により、株主総会参考書類等につき、インターネットによる提供が可能になりました。これに伴い、株主総会参考書類等につき、インターネットによる開示をもって株主の皆様提供したものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 14 条)
 - ③「会社法」により、取締役会決議の目的となる事項について、当該議決に加わることのできる取締役全員の同意があり、かつ、監査役の異議がない場合は、取締役会の書面決議が可能になりました。これに伴い、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変に対応することができるように、取締役会の書面決議を可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)
 - ④「会社法」により、社外監査役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として責任を限定する旨の契約を締結することが可能となりました。これに伴い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 37 条)
 - ⑤「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」および「会社法」により、定款に定めたものとみなされる事項を含めまして、全般にわたって、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行うものであります。
- (8) 以上の条文の新設等に伴い、対応する条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) (条文省略)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市におく。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、112,000株とする。</p> <p>第 6 条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 <u>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 7 条 (名義書換代理人) 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、112,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条（株式取扱規則） <u>当会社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第9条（株主総会の招集） （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第10条（招集権者および議長） （条文省略）</p> <p>第11条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>株主</u>の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>第12条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第13条（議事録） <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印、または電子署名する。</u></p>	<p>第10条（株式取扱規則） <u>当会社の株券の種類ならびに株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（株主総会の招集） （現行どおり）</p> <p>第12条（株主総会の開催地） <u>当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。</u></p> <p>第13条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条（招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第14条（員数） （条文省略）</p> <p>第15条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. （条文省略）</p> <p>第16条（任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第17条（代表取締役および役付取締役） <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. （条文省略）</p> <p>第18条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）</p> <p>第19条（取締役会の招集通知） （条文省略）</p> <p>第20条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 （新設）</p> <p>第21条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第22条（取締役会規則） （条文省略）</p> <p>第23条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。 （新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数） （現行どおり）</p> <p>第19条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> 2. （現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> （削除）</p> <p>第26条（取締役会規則） （現行どおり）</p> <p>第27条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第28条（社外取締役との責任限定契約） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役および監査役会
<p>第24条（員数） （条文省略）</p>	<p>第29条（監査役の員数） （現行どおり）</p>
<p>第25条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第30条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第26条（任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべし時までとする。</p>	<p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
(新設)	<p>第32条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
(新設)	<p>第33条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第34条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>第35条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>第27条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第36条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
(新設)	<p>第37条（社外監査役との責任限定契約） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	<p>第38条（会計監査人の選任方法） <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第28条 (営業年度および決算期) <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第29条 (利益配当金) <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>第30条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第31条 (配当金の除斥期間等) <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> (新設)</p>	<p>第39条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第43条 (中間配当の基準日) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第44条 (配当金の除斥期間等) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2. <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>